# 平成29年度「医療技術・サービス拠点化促進事業」 (医療拠点化促進に関する実証調査事業) 二次公募に関するQA

### A) 応募対象となる国について

1. 二次公募要領P5の「対象とする主な国・地域」にある14カ国以外で行われる事業でも、応募は可能であるか?

原則、記載の14カ国を想定しています。それ以外の国を排除はしませんが、 十分な理由を説明してください。

2. 複数の対象国で実施する同一目的の事業で今回応募することを考えているが、それは可能か?

複数の対象国で実施する同一目的の事業での申込は可能です。ただし、複数 国で構築する拠点のシナジー効果が期待でき、また実施体制が十分であること について申請書に記載ください。

#### B) 補助対象となる経費について

1. 協力団体の人件費は計上可能か?

協力団体の人件費を代表団体の人件費として計上することは出来ません。

2. 役員の人件費は計上可能か?

役員でも本事業に資する業務に従事し、その事業実施団体から報酬を受けていれば、その人件費は対象となります。ただし、職員と同様に、業務日誌・出 勤簿等を作成・記載する必要があります。

3. 現地のパートナーから、現地のパートナーが保有する病院・施設の一区画を借りる場合、その賃料は計上可能か?またその区画で使用される専用機器であれば機器使用料も計上可能か?

本事業のみの使用であることが証明できる場合は、本事業として使用した期間のみ計上が認められます。当該一区画の一部、或いは機器を他事業にも使う

場合は、計上は認められません。

4. 採択にあたり、1件あたりの採択の上限額はあるのか?

想定金額や上限額は設定しておらず、金額が理由で不採択になることはありません。ただし、採択にあたり申請金額の再検討が必要な場合は、採択前に個別にご相談させていただくことがあります。

5. 二次公募要領P27の「有料サービス」について、当該補助事業の中で予め事業計画に記載の上、実施することはできるか?

実施計画に基づく有料サービスを利用者に提供すること自体は問題ありませんが、サービス提供に係る費用は、本補助事業における経費の対象外となります。(有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る費用は計上可能です。)ただし、本補助事業の目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果については、報告していただきます(二次公募要領 P 2 8)。

5. マニュアルP12の【手法1】にある年間総支給額の年間とは、平成28年1月~平成28年12月を指すのか、平成28年4月~平成29年3月を指すのか?

応募時点での直近1年間を使用ください。具体的には平成28年1~12月でも平成28年4月~翌年3月でも構いません。なお、採択事業者となった場合には、 交付申請時および金額確定時に、その時の直近1年間で再度計算頂くこととなります。

## C) コンソーシアムについて

1. コンソーシアムの協力団体には、対象国に所在する団体あるいは関係者を 含める必要があるのか?

対象国に所在する特定の団体・人物を協力団体に参加させることは、必須ではありません。

2. コンソーシアムを構成する事業者の条件はあるか?医療・介護事業団体と コンサル会社だけというコンソーシアムの構成形態に問題はないか。

特定の条件は設けておりませんが、拠点化促進事業の推進に必要と思われる 全ての業種の事業者が参加していることこと、および、事業が拡大していくこ とが期待されるコンソーシアムメンバーで構成されていることが望ましいです。

3. コンソーシアム参加団体の所在国について制限はあるか?また現地の会社 や現地法人もコンソに含むことはできるか。

参加団体の所在国に制限は特に設けておりません。現地会社・現地法人もコンソーシアムメンバーに含めることは可能ですが、コンソーシアム内部の経理 実務について、代表団体が責任を持って管理できることが条件となります。二次公募要領P13(3)①(iv))。

4. 代表団体が参加団体と委託契約を結ぶ際に、相見積もりを取る必要はある のか?

参加団体と委託契約を結ぶ際に、相見積もりを取る必要はありませんが、申請書のE-1において、コンソーシアム構成の背景について記載ください。

5. 事業責任者、統括事業執行者、事務管理責任者等の兼務は可能か?

事業推進の観点から、兼務する事は推奨しておりません。将来的な事業主体 となり得る、実効性のある体制が組まれているかという観点から審査させて頂 く事になります。

6. 協力団体となる事業者に業務を外注することは可能か?

協力団体が外注先になることは可能です。ただし、事務処理マニュアルにある手続は踏んでいただきます。

7. 参加団体と協力団体に関して、参加承諾書等、書面による証明は必要か?また、申請時に参加承諾を証明する文書があれば、加点要素になるか?

採択後、参加団体と委託契約を締結する必要がありますが、応募段階では参加承諾書等の書面を提出していただく必要はありません。参加承諾書は加点要素ではありません。

#### D) その他

1. 二次公募要領 P 5 の (ii) 取組手法に記載のある「既存の医療拠点」とは、 過去に経済産業省の事業で設立した事業のみが対象か?それ以外でも良い か?

経済産業省の事業で設立した事業以外の事業でも「既存の医療拠点」の対象

となり得ます。

2. 事業の内容が、医療の a. と b. の両方にまたがるような場合は、両方に丸(〇)をするか、どちらか必ず一つ選ぶ必要があるか?

事業として重点的に取り組む分野を選択し、申し込んでください。

3. 二次公募要領P19の「応募者」について、ここでいう応募者とは、病院 長でも構わないか。

法人格を有する民間事業者または団体の代表者であれば応募者になり得ます。

4. 二次公募要領P7の「介護」について、サービス拠点化促進事業とは、特定の一事業者の収益ではなく広く介護技術サービス等を拡大する実証事業、という広い解釈で問題ないか?

そのご理解で問題ありません。

※経済産業省委託事業事務処理マニュアルは、下記 URL からダウンロード可能です。

http://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2015\_itaku\_manual.pdf

その他は、各種マニュアルとも記載内容は共通であり、詳細が記載されているMEJの事務処理マニュアルを参照してください

以上